

脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金 について

2025年6月6日

経済産業省G Xグループ環境金融室

1. これまでのGX政策の流れ

2. 脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金の概要

3. GX推進機構の活動状況

「GX推進戦略」(2023年7月閣議決定)

- GX実現に必要な方策について、総理を議長とする「GX実行会議」で集中的に議論し、パブリックコメントを経て、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定。
- その後、2023年5月に、関連2法案「GX脱炭素電源法」、「GX推進法」が成立。「GX推進法」に基づき、GX実現に向けた基本方針から時点修正を加え、2023年7月に「GX推進戦略」を閣議決定。

1. エネルギー安定供給の確保を大前提とした脱炭素の取組

①徹底した省エネの推進

- ・改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- ・今後10年間程度で過去10年の8倍以上の投資で系統整備
- ・次世代太陽電池や浮体式洋上風力の社会実装化 等

③原子力の活用

- ・廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化
- ・厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める

④その他の重要事項

- ・電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。

2. 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

①GX経済移行債を活用した、今後10年間で20兆円規模の先行投資支援

産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野を対象に、規制・制度措置と一体的に講じる

②成長志向型カーボンプライシングによるGX投資促進

i. 排出量取引制度の本格稼働【2026年度～】

ii. 発電事業者の有償オークション導入【2033年度～】

iii. 炭素に対する賦課金制度の導入【2028年度～】

※上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

④国際展開戦略

⑤社会全体のGXの推進（公正な移行、需要側からのGXの推進、中堅・中小企業のGXの推進）

成長志向型カーボンプライシング構想

(1) 「GX経済移行債」※を活用した先行投資支援（10年間に20兆円規模） ※2050年度までに償還

→ エネルギーの脱炭素化、産業の構造転換等に資する革新的な研究開発・設備投資等を、複数年度にわたり支援

(2) カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

- 炭素排出への値付けにより、GX関連製品・事業等の付加価値向上
- 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ
- エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本

① 多排出産業等の、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

+ 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」（特定事業者負担金）を段階的に導入【2033年度～】

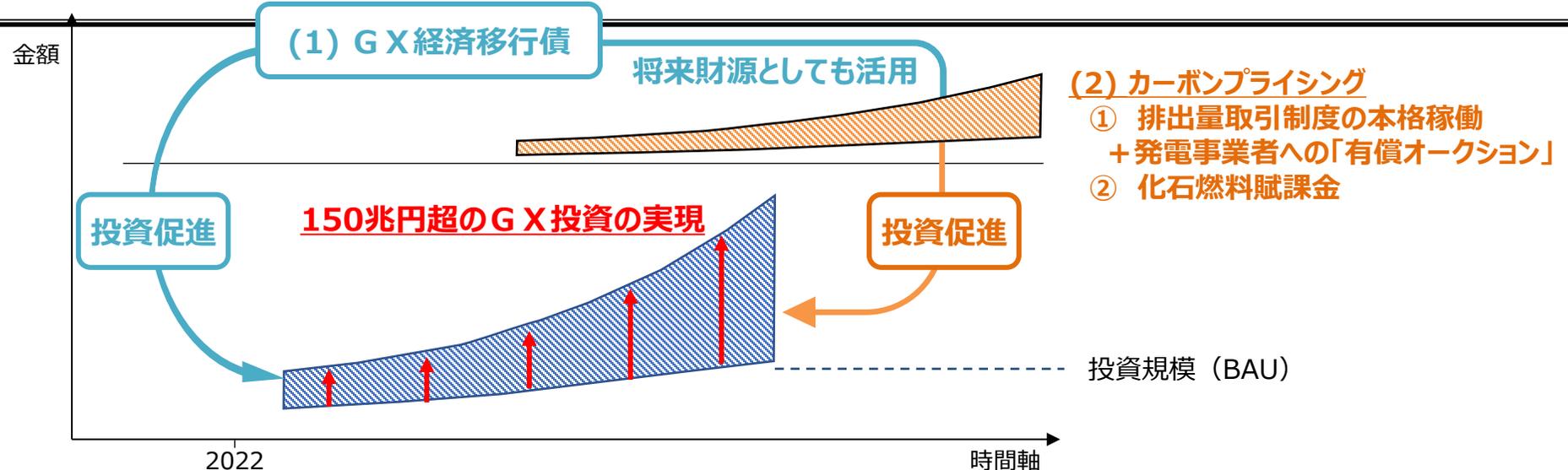
→ 電源の脱炭素化を加速

② 化石燃料賦課金制度の導入【2028年度～】

→ 化石燃料ごとのCO2排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。

(3) 新たな金融手法の活用 → 官民金融支援の強化、サステナブルファイナンス、トランジションへの国際理解醸成

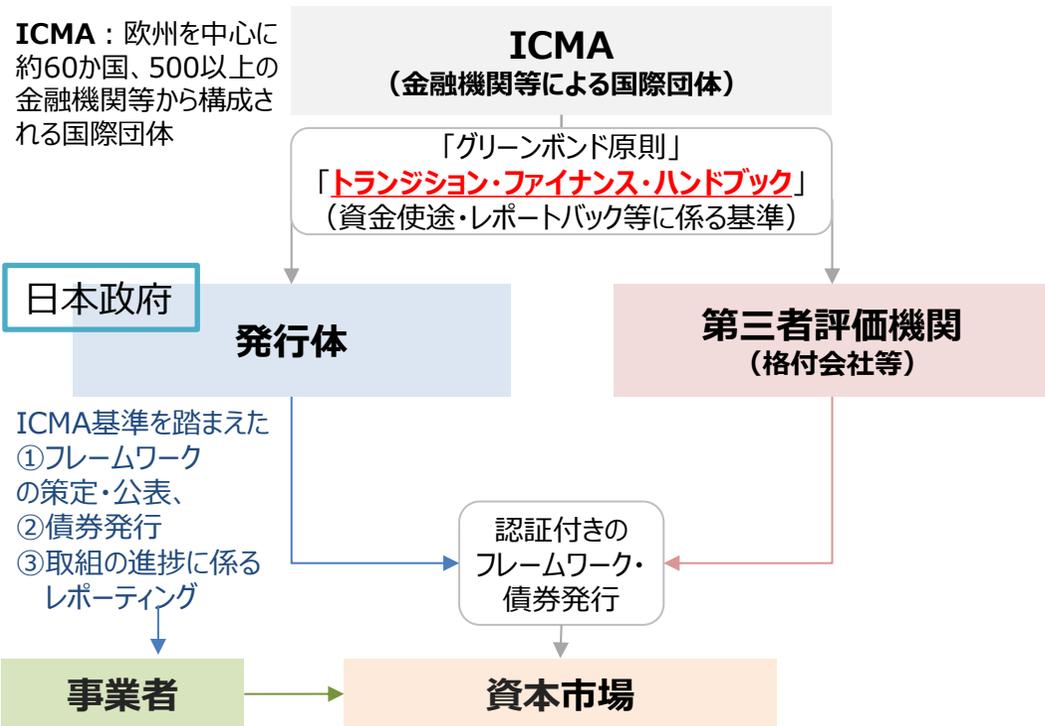
⇒これらの方針を予め示すことで、GX投資を前倒して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設



G X 経済移行債の発行について

- 「G X 経済移行債」については、2023年11月にフレームワークを策定し、ノルウェーの「D N V」等から国際基準に合致する旨の認証（セカンド・パーティー・オピニオン）を取得。
- その上で、2024年2月に、世界初の国によるトランジション・ボンド（正式名称：クライメート・トランジション・利付国債）として約1.6兆円を発行済み。※CBI（Climate Bond Initiative：気候ボンドイニシアチブ）認証も取得。
- 今後も、資金需要（投資促進策の必要額）に応じて、定期的に発行予定。

トランジション・ボンドとしてのG X 経済移行債の発行



G X 経済移行債による
政府支援を受けるに当たり、
G X への挑戦をコミット

フレームワークへのSPOについて

< D N V > 1864年設立、本社：ノルウェー

- ・ICMAのクライメート・トランジション・ハンドブックや、グリーンボンド原則等の国際基準との整合性を確認。
- ・トランジションファイナンスが透明性・信頼性を持って実行するために必要な投資機会を提供するものと評価。

< J C R > 1985年設立、本社：日本

総合評価：Green 1 (T)(F) (最高評価)
グリーン/トランジション評価：gt1(最高評価)
透明性・管理・運営評価：m1(最高評価)

クライメート・トランジション・ボンドのフレームワークについて

- 第三者評価のSPOを得たトランジションボンドのにあたり、我が国の移行戦略やそれに基づく資金使途等をまとめた「フレームワーク」を策定し、トランジション・ボンドとしての適格性・信頼性を市場に示すことが重要。
- 政府は11月7日に「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」を公表した。

(1) フレームワークに記載すべき項目 (ICMAの基準)

- ✓ **発行体の移行戦略**
 - … 日本政府としての目標、計画、施策等を説明
- ✓ **調達資金の使途**
 - … 調達資金で使う予定の分野を記載
- ✓ **調達資金の管理**
 - … 「フレームワーク」で提示した資金使途に充当されているかを説明
- ✓ **レポート**
 - … 資金充当レポート + インパクトレポート（環境改善等）を定期報告

<日本語版>



<英語版>



(2) フレームワーク策定に係る意思決定プロセス

- 『G X 経済移行債発行に関する関係府省連絡会議』で議論し、フレームワーク案を決定。
 - 内閣官房 G X 推進室長を議長とし、金融庁・財務省・経産省・環境省が参加。
 - 局長級及び課長級にて、関係省庁間で方針を議論・論点を整理、具体案を策定。
- 『G X 実行会議』に報告。
 - 総理を議長**とし、関係閣僚と有識者が入る会議で内容を確認。

「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」の概要

＜調達資金使途の分類について＞

大分類		適格クライテリア	代表的な資金使途（適格事業）
1	エネルギー効率 	徹底した省エネルギーの推進	省エネ機器の普及
		住宅・建築物	省エネ住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援
		脱炭素目的のデジタル投資	省エネ性能の高い半導体光電融合技術等の開発・投資促進
		蓄電池産業	蓄電池・部素材の製造工場への投資
2	再生可能エネルギー 	再生可能エネルギーの主力電源化	浮体式洋上風力 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）
		インフラ	脱炭素に資する都市・地域づくり
3	低炭素・脱炭素エネルギー 	原子力の活用	新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉
		カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備	ゼロエミッション火力への推進 海底直流送電等の整備
4	クリーンな運輸 	運輸部門のGX	次世代自動車の車両導入の支援 2030年代までの次世代航空機の実証機開発、ゼロエミッション船等の普及
		インフラ（再掲）	脱炭素に資する都市・地域づくり
5	環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス 	製造業の構造転換（燃料・原料転換）	水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入 炭素循環型生産体制への転換
		水素・アンモニアの導入促進	サプライチェーンの国内外での構築 余剰再生可能エネルギーからの水素製造・利用双方への研究開発・導入支援
		カーボンリサイクル/CCS	カーボンリサイクル燃料に関する研究開発支援
6	生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理、サーキュラーエコノミー 	食料・農林水産業	農林漁業における脱炭素化
		資源循環	プラスチック、金属、持続可能な航空燃料（SAF）等の資源循環加速のための投資

1. これまでのGX政策の流れ

2. **脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金の概要**

3. GX推進機構の活動状況

脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金

令和7年度当初予算額 **700億円** / 令和6年度当初予算額 **1,200億円**

事業目的・概要

事業目的

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（G X）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、今後10年間で官民150兆円超のG X投資が必要。

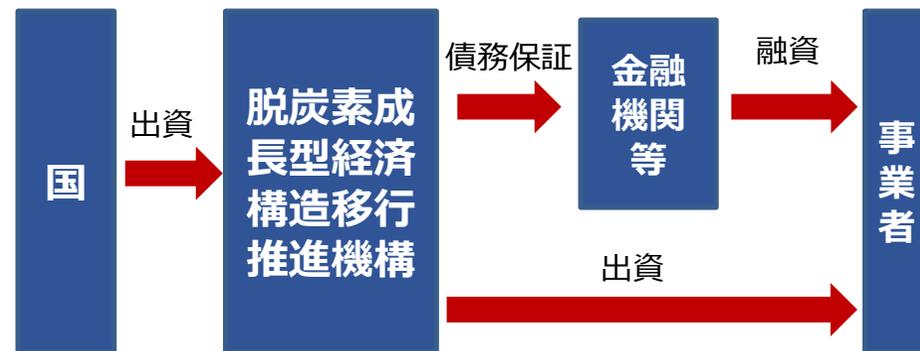
令和5年に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」においては、規制と支援を一体とした「成長志向型カーボンプライシング」の考え方を定めた。

本事業では、この「成長志向型カーボンプライシング」の鍵となるカーボンプライシングの運営と民間への金融支援業務を行う主体となる「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」（以下、G X推進機構）の運営費及び同機構からの債務保証等の金融支援のための資金を出資することで、民間のG X投資を加速することを目的とする。

事業概要

2050年カーボンニュートラルという目標の実現に向け、政府・自治体・産業界・金融界のG Xに関する取組のハブとしてのG X推進機構の運営を支援するとともに、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、G X推進機構を通じて債務保証等の金融支援業務を実施することで、G X投資への民間の資金供給を後押しする。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※国からの出資金については、機構の運営費及び債務保証等の金融支援に充当

成果目標・事業期間

G X推進機構を通じて、民間企業等によるG X投資を推進し、今後10年間で官民で150兆円超のG X投資の実現を目指す。

G X 推進機構の設立

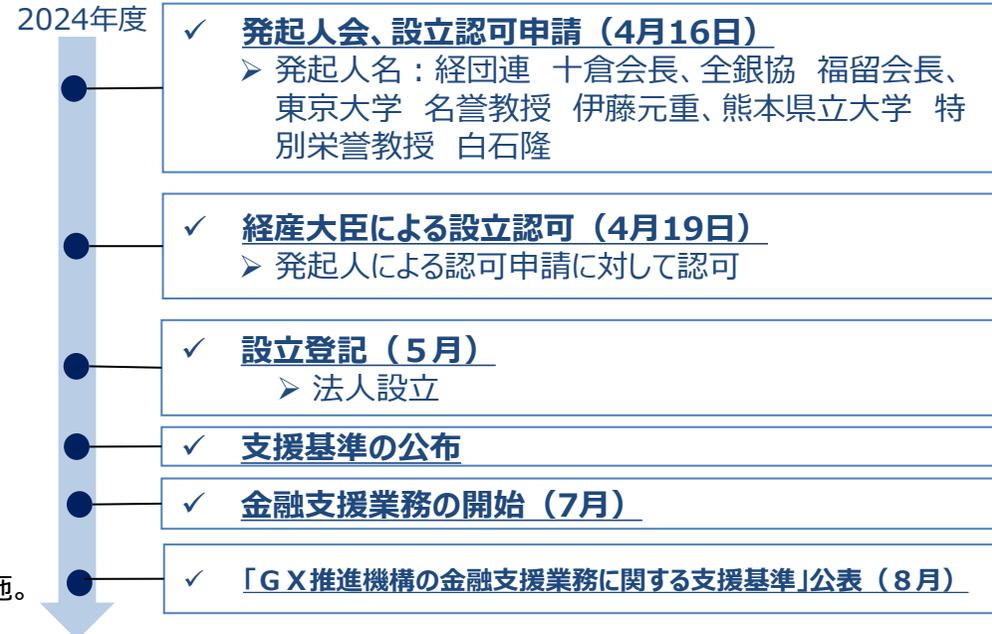
- G X 推進法に基づき、株式会社形態ではない**認可法人**として、**産金学官が連携して、設立**。
- **経団連、全銀協、学識有識者が発起人**となり、2024年4月16日に**設立認可申請書**が提出され、同月19日に、**経済産業大臣が認可**。同時に、**理事長**として、**経団連副会長**でもある、**筒井義信氏（日本生命会長）**を内定した。
- その後、**政府及び民間による設立出資金の払込み**をもって、**昨年5月15日に法人としての設立登記**を行い、同日に**経済産業大臣が、理事長として筒井氏を任命**。
- **運営委員会での予算等の議決を経て、昨年7月から、債務保証等の金融支援業務の開始**。

法人概要

- ①設立根拠：G X 推進法に基づき設立される認可法人
- ②業務開始：2024年7月1日
- ③体制：約40名
(理事長1名・COO(専務理事)1名・理事4名、
監事1名、運営委員7名、職員40名程度)
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
- ④業務：
設立当初 金融支援業務(債務保証、出資)
26年～ CP関連業務を追加
28年～ 化石燃料賦課金の徴収
33年～ 有償オークションの実施+特定事業者負担金の徴収

※G X 推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

スケジュール



(参考) GX推進機構への出資者

株式会社 IHI
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
旭化成株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社
出光興産株式会社
伊藤忠商事株式会社
株式会社 INPEX
E N E O Sホールディングス株式会社
ANAホールディングス株式会社
王子ホールディングス株式会社
大阪ガス株式会社
株式会社大林組
沖縄電力株式会社
鹿島建設株式会社
川崎重工業株式会社
関西電力株式会社
九州電力株式会社
株式会社 神戸製鋼 所
コスモエネルギーホールディングス株式会社
四国電力株式会社
清水建設株式会社
J F Eホールディングス株式会社
株式会社 J E R A
住友化学株式会社
住友金属鉱山株式会社
住友商事株式会社
住友生命保険相互会社
住友電気工業株式会社
積水化学工業株式会社

双日株式会社
損害保険ジャパン株式会社
大成建設株式会社
第一三共株式会社
第一生命ホールディングス株式会社
大日本印刷株式会社
株式会社大和証券グループ本社
株式会社竹中工務店
株式会社千葉銀行
中外製薬株式会社
中国電力株式会社
中部電力株式会社
電源開発株式会社
東急株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
東京ガス株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
東北電力株式会社
東レ株式会社
TOPPANホールディングス株式会社
トヨタ自動車株式会社
豊田通商株式会社
日本航空株式会社
株式会社日本政策投資銀行
日本生命保険相互会社
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
日本製紙株式会社
日本製鉄株式会社
日本電気株式会社

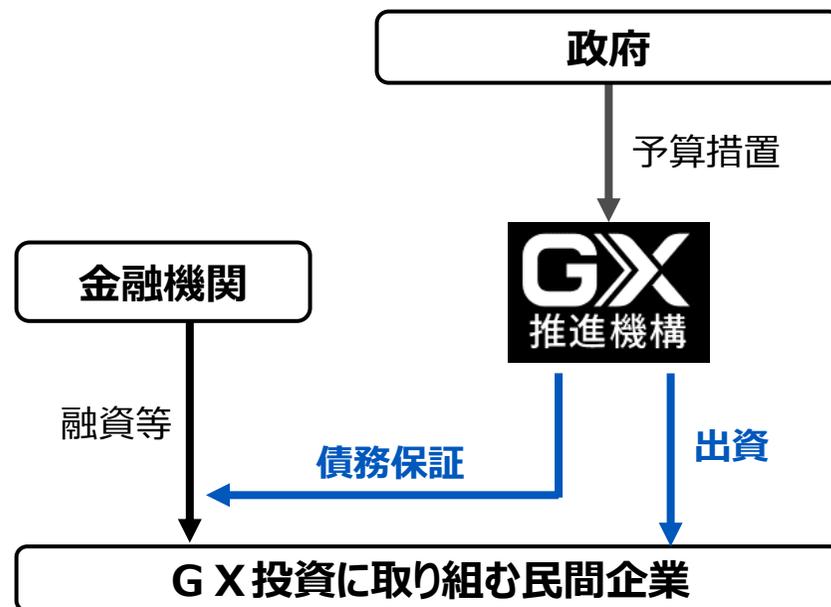
日本電信電話株式会社
野村ホールディングス株式会社
パナソニック ホールディングス株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
株式会社 日立製作所
富士通株式会社
北陸電力株式会社
北海道電力株式会社
本田技研工業株式会社
丸紅株式会社
株式会社みずほ銀行
三井化学株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
株式会社三井住友銀行
三井住友信託銀行株式会社
三井不動産株式会社
三井物産株式会社
三菱ガス化学株式会社
三菱ケミカルグループ株式会社
三菱重工業株式会社
三菱商事株式会社
三菱電機株式会社
株式会社三菱UFJ銀行
明治安田生命保険相互会社
株式会社りそなホールディングス

合計 83社 (16.6億円)

G X 推進機構における金融支援について

- G X 推進機構が実施する金融支援業務（債務保証、出資等）は、G X の新技術の社会実装を図る際の資金供給に対して、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完を行うもの。
- 2024年7月の業務開始以降、多くの具体案件の相談が寄せられている。水素製造・供給プロジェクトや送電網の整備、G X テック・スタートアップ等、支援対象候補は徐々に増加しており、今後、債務保証・出資ともに具体的な支援が本格化していく状況。
- なお、大規模な金融支援案件に関する決定などG X 推進機構の業務運営に係る重要事項については、G X 推進法に基づき、理事長、COO、理事に加え、外部委員から構成される運営委員会において意思決定を行う。

G X 推進機構の金融支援業務



国がGX推進機構に示す「支援基準」

- GX推進法第57条第1項に基づき、GX推進機構が金融支援業務（債務保証、出資及び社債の引受け）を実施し支援案件を決定する際に、GX推進機構が従うべき基準として国が定めるもの。
- GX推進機構が実施する金融支援業務は、GX新技術の社会実装を行う際に、技術・完工・需要リスク等があり不確実性が強い場合に、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完することが基本。
- 加えて、支援対象からの収益を前提にして収支相償を原則とする産業投融資ではなく、別途CPによる償還財源を確保し、予算措置と同様の活用が可能なGX債を財源としていることを踏まえて、GX推進機構は、リスク補完を行わないことで我が国全体のGXの推進に停滞を招かないよう、長期的な観点で取るべきリスクはしっかりと取ることが重要。

支援基準の主な内容

■ 金融支援に当たって機構が従うべき基準

※以下の項目をいずれも満たす案件を支援。

- (1) 政府の方針との整合性
 - GX推進戦略やクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等の政府方針に整合する活動
- (2) GXに資する技術の社会実装又は事業の推進
 - 我が国企業が保有する新技術など、GX技術の社会実装又はこれを活用した事業
- (3) 民間で取り切れないリスクの補完
 - 民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、その補完が必要であること
- (4) 支援対象となる事業活動の持続可能性その他の総合判断
 - 支援対象の持続可能性のみならず、GX政策への貢献、民間金融への呼び水効果、トランジションファイナンス、ブレンデッド・ファイナンス等の新たな金融手法への進展への寄与、良質な雇用をもたらす効果等を総合的に勘案し、金融支援が必要とされること
- (5) 適切な経営・推進体制の確保
 - 支援事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制の構築及び経営陣のコミットメントがあること

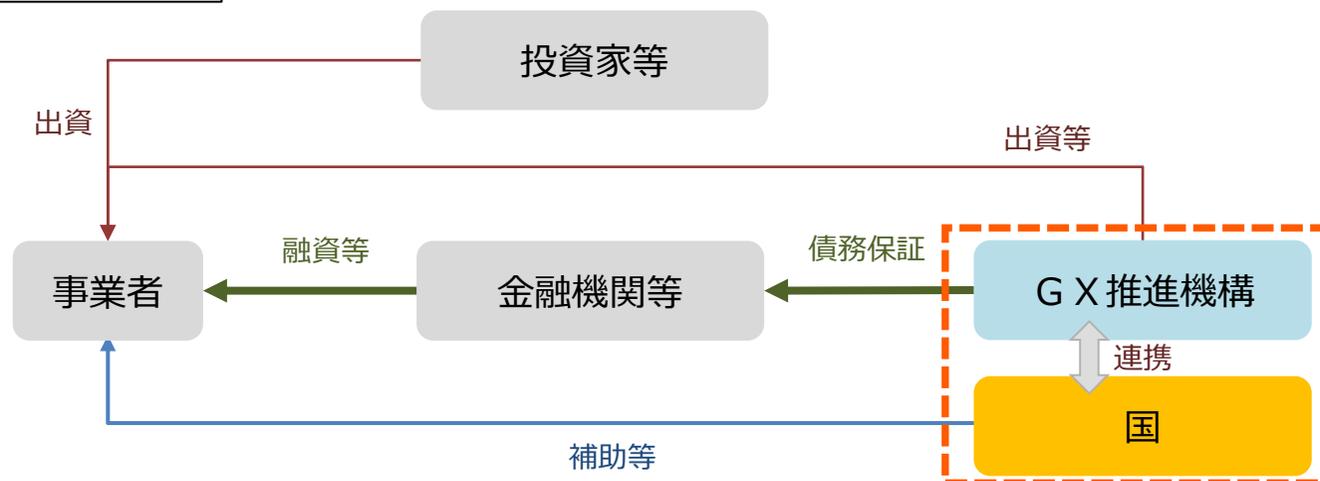
■ 金融支援全般について機構が努めるべき事項

- (1) 金融支援の基本的な考え方
 - 民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことでGX推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかりと取ることを旨として、金融支援を行うこと 等
- (2) 金融支援を推進する体制の確保
 - 積極的な案件発掘、外部有識者の意見の聴取、専門人材等の確保 等
- (3) 政府全体の政策との連携
 - GX政策をはじめとする政府全体の施策との連携
- (4) GXの推進に向けた人材の育成
 - 民間との積極的な人材交流やGX推進に関する学びの場の提供 等
- (5) ステークホルダーとの連携
 - 多様なステークホルダーとの協働や他の政府機関との連携
- (6) 情報開示
 - 情報開示を通じた運用の透明性の確保 等

リスク許容度の高いファイナンス手法の確立 ～ブレンデット・ファイナンスとGX推進機構～

- GX投資は**完工リスク・操業リスク、需要変動リスク**等、様々なリスクを伴う。特に、資金量が膨大かつ収益化まで長期間かかる案件は、民間だけではファイナンスに限界。**欧米では、公的機関が債務保証、出資、ハンズオン支援等を強化。**
- 我が国でも、例えば、民間金融からの**デット・エクイティ調達促進**に向け、GX推進機構による**債務保証、出資等**を検討・実施していく。
- これまでリスクマネー供給の役割を果たしてきた**政府出資（産業投資を活用した官民ファンド）**は、補助金などの支援策（政府へのリターンが見込まれない）を代替し得るもの。産業投資を財源とした政府出資は**収支相償が前提**であり、収益化までの時間がかかるGX分野においては、活用余地に限界あり。
⇒ GX経済移行債を財源とした新たな出資・メザンファイナンス等も検討

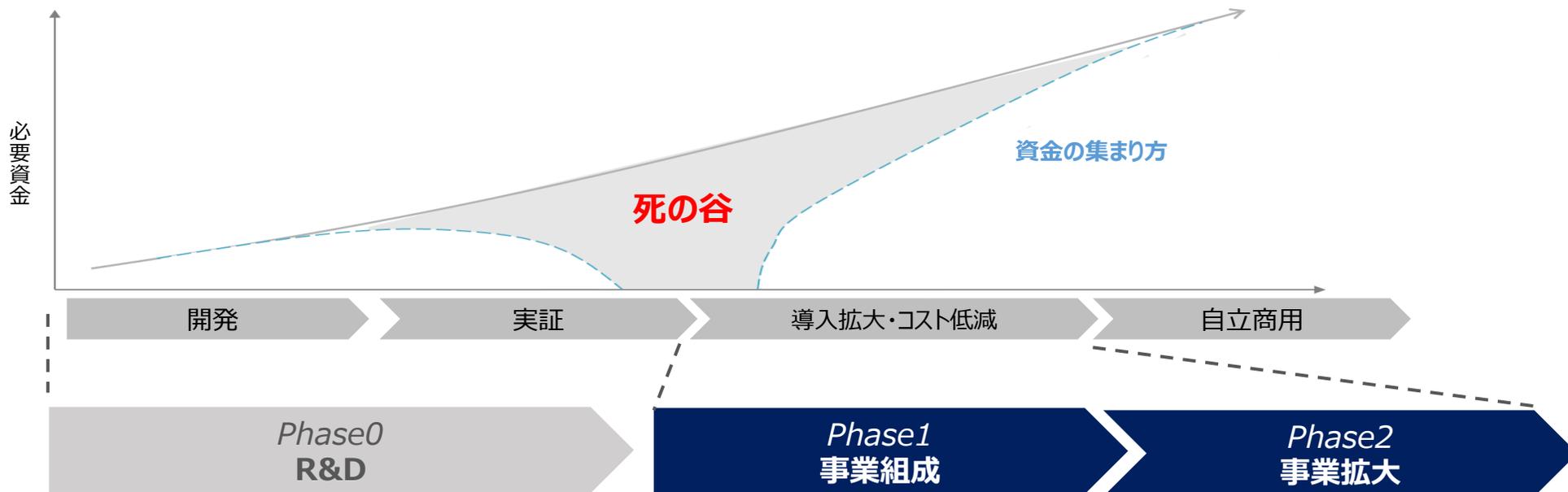
ブレンデット・ファイナンス の活用イメージ



G X分野の技術の社会実装の課題：商用化前の“死の谷”

2022年12月7日
産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会
第5回資料から抜粋

- 研究開発から商用化に至る段階では、資金の需給が乖離する「死の谷（資金ショート）」が存在するおそれ。
- R&D段階では、グリーンイノベーション基金（GI基金）により長期での政府資金の供給を開始したが、社会実装段階で、民間金融と公的資金（ブレンデッド・ファイナンス）を組み合わせることが重要。今後、GI基金の卒業案件、大企業からのスピンアウト・カーブアウト、スタートアップなどが想定される中、「死の谷」を乗り越えるための新事業組成・事業拡大を促す方策を検討することが重要。



- 技術面の実現可能性（Technological feasibility）の確保に向けた研究開発に対し、政府補助等のシードマネーが必要
- 補助金、転換型Equity等が中心

- ビジネスの実現可能性（Market feasibility）の確保に向けて、事業計画立案、会社設立等を経て、ビジネスモデル実証が必要
- Equityが中心

- プロジェクトファイナンス等を前提とした大規模な資金調達が必要
- CF計画が立てられる状況にあるものの、商用実績がない状況
- Debtが中心

1. これまでのGX政策の流れ

2. 脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金の概要

3. GX推進機構の活動状況

金融支援業務の取組状況

- 2024年7月にGX推進機構が出資・債務保証の金融支援業務を開始して以降、民間企業・金融機関から水素製造・供給プロジェクトや送電網の整備、GXテック・スタートアップに係る案件など75件程度の相談が寄せられている。民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- 2024年11月には、GX推進機構が金融支援業務の対象とする技術に関して研究開発等の観点から助言を得るため、GX分野を含めた研究開発・社会実装を進める産総研グループ（国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）・株式会社AIST Solutions）と連携協定を締結した。

金融支援業務の対象分野イメージ

①GXエネルギー分野（非化石エネルギーインフラ）

水素・アンモニアサプライチェーン、再エネ関連
非化石発電発電、蓄電・送電設備、CCS等

②GXプロセス分野（使用段階での脱炭素化）

＜脱炭素製造プロセス＞

脱炭素化した素材を生み出すための生産設備
（水素還元製鉄、人工光合成による化学品）等

＜低炭素製造プロセス＞

個社の省エネ、自家発電の燃料転換、コンビナート内や
複数社による生産設備の共同化・統廃合、事業再編等

③GXプロダクト分野（使用段階での脱炭素化）

脱炭素状態にある製品（電動車、CO2吸収コンクリ、
ケミカルリサイクル等）の生産設備等

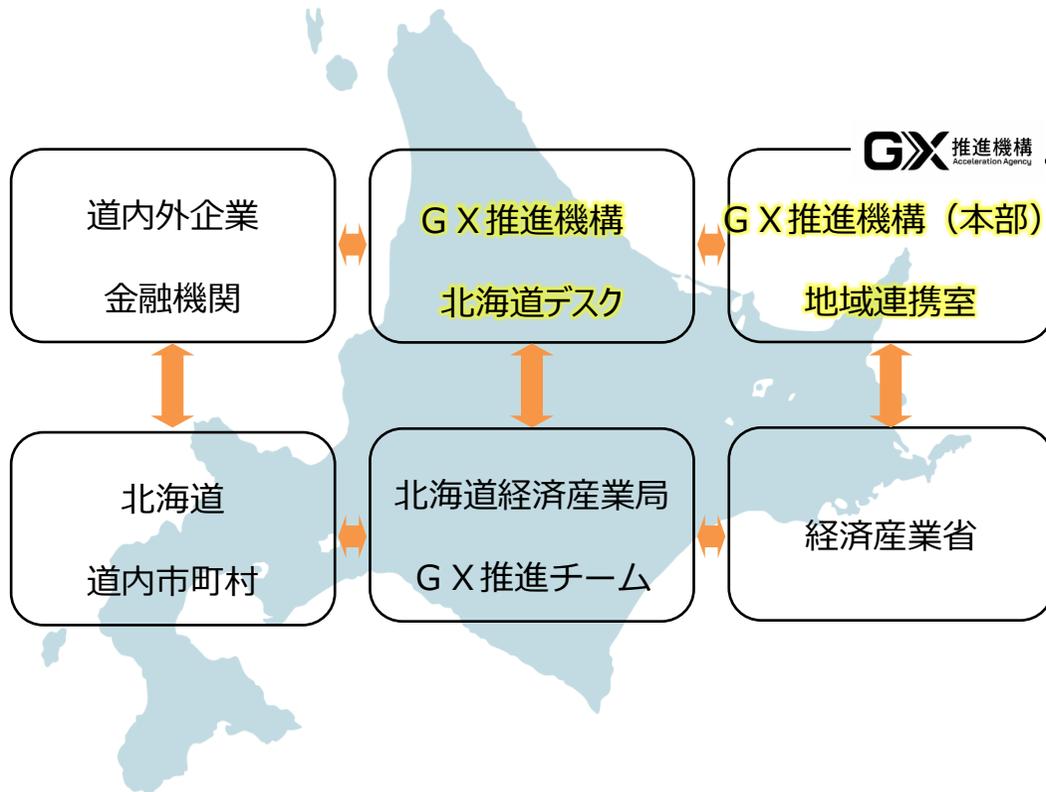


（産総研グループ・GX推進機構の連携協定締結の様子）

地域でのGX投資促進に向けた取組

- 2024年9月、地域でのGX投資の促進に向けた地域連携を図るため、GX推進機構内に「地域連携室」を設置。あわせて、地域連携の第一弾として、自治体、地域金融機関、事業者等の連携が進んでいる北海道に「GX推進機構 北海道デスク」を設置。
- 同年11月には、北九州市内のGX実現に向けた取組を推進するために立ち上がった「北九州GX推進コンソーシアム」主催イベントにおいてGX技術・情報の共有収集・発信を行うなど、地域でのGX投資促進に向けた取組を推進。

北海道デスク/地域連携室 連携のイメージ



北九州GX推進コンソーシアム主催「北九州GX DAY」

■日時 2024年11月26日(火)

■タイムテーブル

○開会挨拶

FDSF代表理事 小野塚 恵美氏、
シブサワ・アンド・カンパニーCEO 渋澤 健氏 他

○セッション

- ①気候変動対応/地域活性を促すインパクト創出と金融
- ②北九州にスタートアップエコシステムを築くには
- ③GX推進に期待されるアカデミア・学生の力
- ④サステナブルな社会構築に向けた金融と人材の育成

○基調講演

GX推進機構理事 高田 英樹氏

○会長挨拶

北九州市長 武内 和久

○合同セッション

テーマ：国内外のGX投資を北九州市に呼び込むためには

FDSF代表理事 小野塚 恵美氏、GX推進機構理事 高田 英樹、
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

フェロー(サステナビリティ) 吉高 まり氏、

北九州市長 武内 和久、GX取組企業、北九州学研都市教授

G X Future Academy

- G X 推進機構は、官民あわせて150兆円「超」のG X 投資を実現するための「ハブ」としての機能を果たすため、金融支援や排出量取引制度の運営、化石燃料賦課金の徴収といった業務に加えて、G X に関する調査・研究、異業種連携等にも力を入れていくこととしており、こうした取組を「G X Future Academy」と称して推進。
- G X Future Academy 構想の一環として、G X 推進機構における「金融」「政策」「ビジネス（技術）」の強みを生かし、G X に関連する情報発信のハブとなるため、出資企業等に向けて、ナレッジの共有やリテラシーの向上への貢献を目的としたセミナーを定期的を開催しています（2024年度までに全15回開催）。

G X 推進に向けたハブ



- ・ 調査・研究
- ・ 企業等連携
- ・ セミナー等の開催
- ・ 政策提言
- ・ 国内外への発信

G X Future Seminar

<過去セミナーの主なテーマ>

- ・ Climate Tech スタートアップの現状と課題
(東京大学 FoundX ディレクター 馬田 隆明氏)
- ・ COP29 の背景情報や結果、今後の予定
(環境省 気候変動国際交渉室長 小沼 信之氏)
- ・ 日本の G X 実現に向けてーG X の勝ち筋ー
(ボストンコンサルティンググループ
森原 誠氏、大村 洋平氏)

(
セ
ミ
ナ
ー
の
様
子
)



脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX推進法)の一部を改正する法律の概要 <令和7年5月28日成立>

排出量取引制度の概要

① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ

- 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。

② 排出枠の無償割当て（全量無償割当）

- トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新增設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
- 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。

③ 排出枠取引市場

- 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
- 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。

④ 価格安定化措置

- 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
- 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
- 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等に対応。

⑤ 移行計画の策定

- 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

排出量取引を法定化し、2026年から排出量取引市場を本格稼働

(参考) 排出量取引制度のイメージ

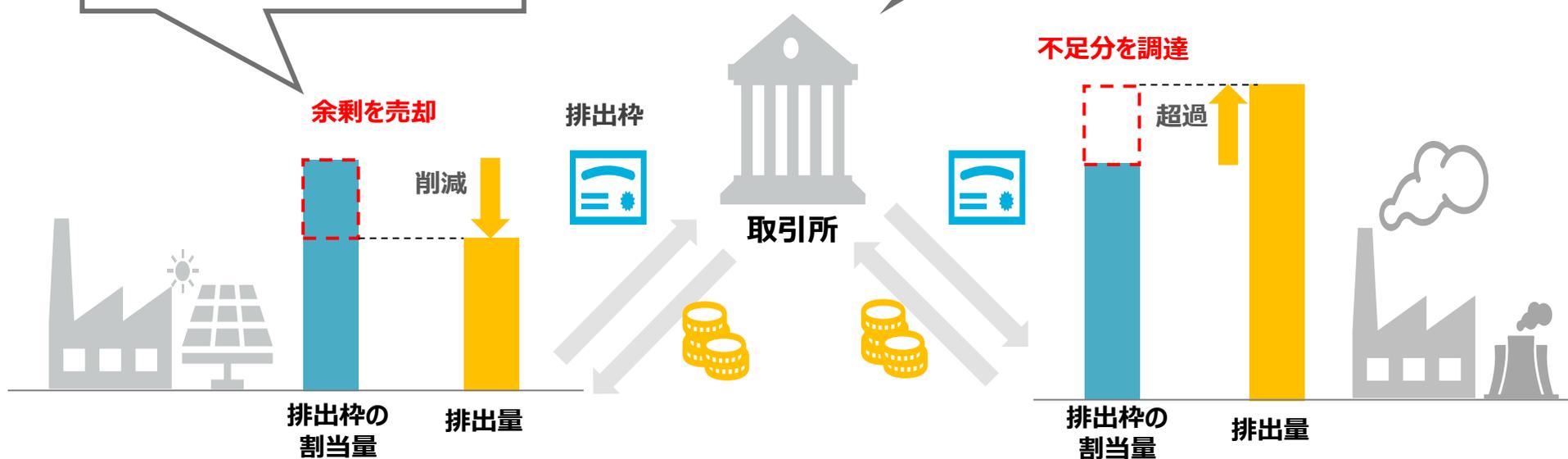
排出量取引制度

① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。

② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。



➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

(参考) 我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- G X 推進の観点から G X 推進戦略に基づき20兆円規模先行投資支援を行うと同時に、G X 投資の促進が特に重要な多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入することとしている。
- 具体的には、
 - 2023年度より、自主参加型の枠組みである G X リーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
 - 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
 - 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークション※を導入。

※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

< G X -ETSの段階的発展のイメージ >

